



鳥取県公報

令和6年3月15日（金）
第9579号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（114）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立農村総合研修所の利用料金（115）（農林水産政策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜 （116）（畜産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	基本測量の実施（117）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（118）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3
	県営土地改良事業の工事の完了（119）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（12）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
S o p h i a 合同会社	米子市和田町638-6	ひかり訪問看護リハビリ ステーション	米子市和田町638-6	令和6年3月 1日

鳥取県告示第115号

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年鳥取県告示第163号（鳥取県立農村総合研修所の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分	金 額
第1研修室	1時間につき 900円（税込990円）
第2研修室	1時間につき 700円（税込770円）
第3研修室	1時間につき 700円（税込770円）
第1演習室	1時間につき 450円（税込495円）
第2演習室	1時間につき 300円（税込330円）
第3演習室	1時間につき 400円（税込440円）
農業情報室	1時間につき 1,100円（税込1,210円）
会議室	1時間につき 450円（税込495円）
宿泊料金	1泊（素泊まり）につき 3,000円（税込3,300円）

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 第1研修室、第2研修室、第3研修室、第1演習室、第2演習室、第3演習室、農業情報室又は会議室を利用する場合において、冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める税込の金額に税抜の金額の2割に相当する額を加算するものとする。
- 3 宿泊に伴い食事を提供するときは、その内容、料金等について宿泊者とあらかじめ協議し、それらの実費に相当する額を宿泊料金に加算するものとする。

(2) 設備利用料

区 分	金 額

ノートPC	1台1回につき 500円 (税込550円)
プロジェクター (HDMIケーブル付属)	1台1回につき 500円 (税込550円)
レーザーポインター	1個1回につき 200円 (税込220円)
WEBカメラ	1台1回につき 300円 (税込330円)
WEBスピーカー	1台1回につき 300円 (税込330円)

備考 利用回数は、午前（午前8時30分から正午まで）及び午後（正午から午後5時まで）の区分ごとに1回とする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月1日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第116号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和6年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
白弓6	14067-8973-5	令和6年4月1日	

鳥取県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第118号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年1月19日 鳥取県指令第202300265793号
令和6年2月22日 鳥取県指令第202300298232号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市芝町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市岩倉372-35
池谷 勇治

鳥取県告示第119号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年3月15日

鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 陰田地区 ため池等整備	令和4年9月28日
県営農村地域防災減災事業 浅井地区 ため池等整備	令和4年11月25日
県営農村地域防災減災事業 古市地区 ため池等整備	令和5年10月25日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤村 実千子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市青谷町楠根生活改善センター	鳥取市青谷町楠根247-4

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、琴浦町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月15日

鳥取県知事 平井 伸治

- 都市計画の種類及び名称
琴浦都市計画下水道 東伯公共下水道
琴浦都市計画下水道 赤碕公共下水道
- 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）